

寄附ありがとうございます  
大切に活用させていただきます



6月16日、今年の6月で満38年となる猿島ライオンズクラブが解散することとなり、「子どもたちのためにお使いいただければ」と、猿島地域の小中学校などに、それぞれ10万円(総額60万円)を寄附いただきました。同クラブは、青少年健全育成をテーマに活動され、市に対しては「地域の皆様のお役に立ちたい」と、これまで多くの寄附をいただけてきました。

6月30日、鹿野谷孝男さんご夫妻から、「高齢福祉に活用してください」と、30万円を寄附いただきました。



## 不適切な会計処理について 最終報告

不適切な会計処理問題につきまして、これまで広報坂東で2回にわたり経過報告をさせていただいておりましたが、この度、最終報告をさせていただきます。

### 調査結果

3事案とも、当時の市長の指示により不適切な取扱いが始められ、以後、予算の不足を補う形で不適切な利用が繰り返されており、そのすべての事務取扱いは、地方自治法や地方公務員法、市予算規則、市会計規則、市事務決裁規程などに違反するものであり、正に不適切な会計処理でした。

この問題は、平成30年3月に発覚いたしました。平成23年から7年間にわたり、次の3事案において不適切な会計処理(不適切な現金の取扱い)が行われていたものです。

### 調査対象となった 3つの事案

- ① 東日本大震災にともなう市への寄附金
- ② 木材及び金属等の販売代金
- ③ パプアニューギニア農業支援交流現地視察負担金

これまで、坂東市議会不適切会計処理に関する調査特別委員会及び市による調査を続けてまいりました。また、監査委員により市長からの要求監査を実施していただきました。

市といましては、弁護士や警察からの指導・助言をもとに、支出の各項目が市の業務範囲内と認められるものなのか、私的な流用と認められるものなのか、などの観点から調査を進めてきました。その結果、事務手続や管理の方法に大きな問題・違法性があることは認められますが、刑事事件としての訴追及び民事賠償請求のための立証は難しい、という結論に達しました。なお、今後、新たな事実

が判明した場合には、さらなる厳正な調査を進めることといたします。不適切な取扱いが行われた背景には、「市長からの指示であるから、不適切な会計処理もやむを得ないものとして、前例にならって継続する職場風土となっていたこと、職員の公金意識や法令遵守意識が希薄であったこと」などが挙げられます。地方公務員法では、職員は法令及び上司の命令に従う義務について規定されていますが、法令遵守が第一であることは言うまでもなく、今後は職員意識の徹底を図ってまいります。また、再発防止策として、寄附金受け入れの一本化、負担金の精算処理の義務化を進めるとともに、坂東市公益通報に関する条例を活用し、適正な市政運営を進めてまいります。市民のみならずにはご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。